

# 総論

## 第3章 基本構想



## 第3章 基本構想

### 1 基本理念

わが国の高齢者人口は今後も増え続け、令和 22 (2040) 年頃には、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。75 歳以上人口は令和 37 (2055) 年まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は令和 17 (2035) 年頃まで増加傾向が見込まれています。また、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。そのため、高齢者保健福祉・介護保険事業においても、地域の実情に応じた具体的な施策・目標の検討を踏まえた効果的な施策運営が必要となっています。

第8期では、「みんなで ささえあい とともに健康でくらするまち ～地域包括ケアシステムのさらなる推進～」を基本理念と定め、「健康で自立した生活の推進」、「地域で支え合える体制の構築」、「安心・安全にくらする生活環境の整備」を重点目標に、様々な施策の推進に努めてきました。

第9期では、健康寿命の延伸等を目指したフレイル予防の推進や介護人材の確保、地域ボランティアの活性化、認知症対策・権利擁護の推進などの基本的な事業を継続するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進に注力し、①高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、②総合事業の充実、③地域包括支援センターと地域の既存の社会資源と効果的に連携した相談支援の機能強化、④地域の在宅医療及び介護の提供に携わる関係者との連携の推進、⑤給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実化・見える化に関する取り組みを進めてまいります。

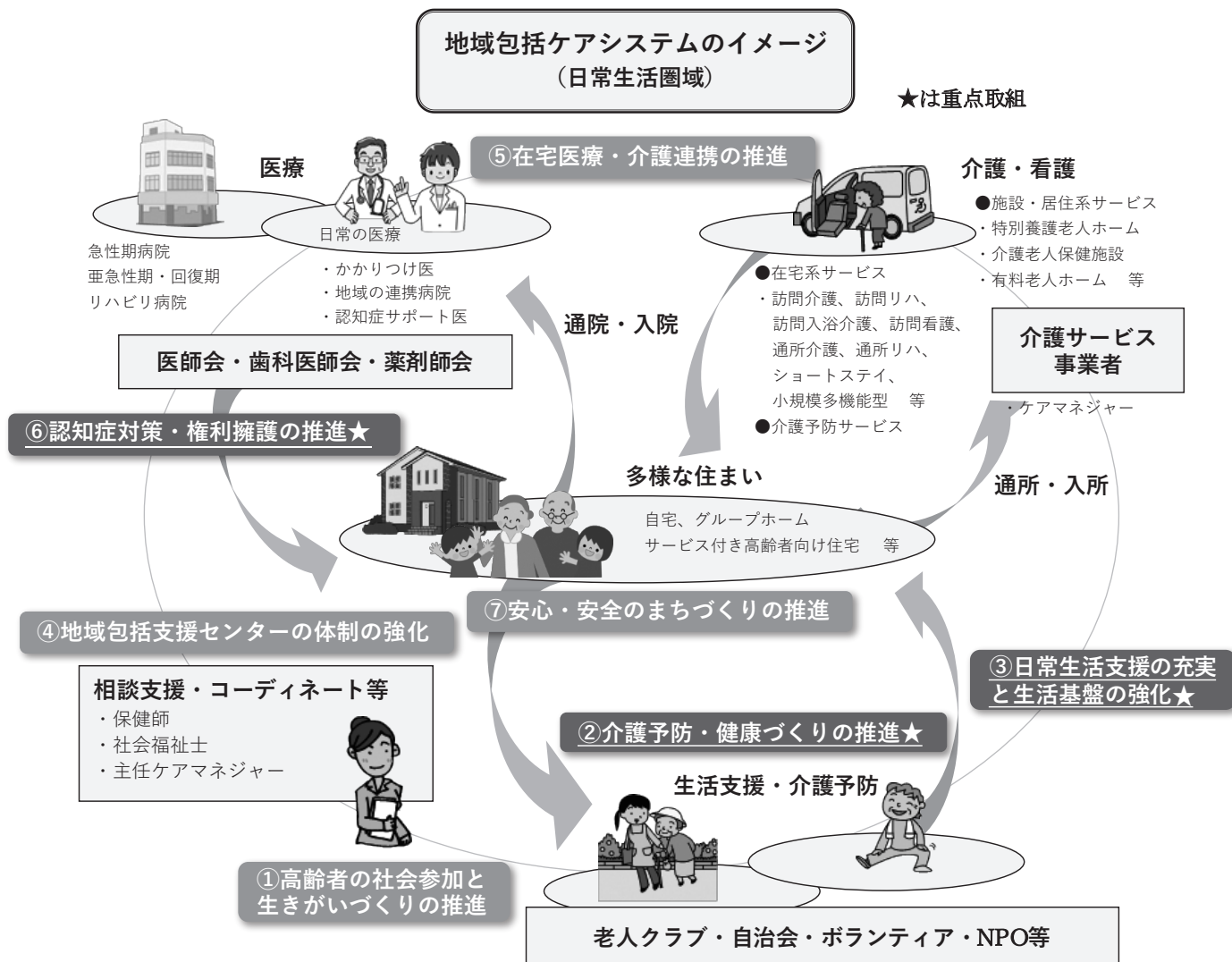
介護等が必要な人や世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、解決するためには障がい者その他の福祉に関する施策との有機的な連携を図ることが重要であるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現することが必要です。「支える側」「支えられる側」という垣根を可能な限り取り払い、「担い手となることは結果的に予防になる」という考え方に基づいて介護予防・生活支援・社会参加を一体的に推進することは、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じて地域共生社会の実現につながることから、「みんなで ささえあい とともにいきいきとくらするまち ～地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現～」を本計画の**基本理念**とします。

—基本理念—

**みんなで ささえあい とともにいきいきとくらするまち**

～地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現～

【地域包括ケアシステムと第9期計画における⑦つの施策の方向性のイメージ】



※厚生労働省の地域包括ケアシステム図をもとに三郷市が編集

※地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのことをいいます。

## 2 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標を掲げます。

### 1. 健康で自立した生活の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を過ごすためには、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要です。

趣味やボランティア活動のほか、就労的活動による社会参加や生きがいを持てる生活を営むことのできる生活環境の調整及び地域づくり等により、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた取り組みを推進します。

高齢者自身が健康づくりやフレイル予防についての知識を持ち、自身の健康状態を把握して生活習慣の改善を若い時期から実践したり、地域社会とのつながりを持って充実した生活を送ることができるよう、フレイルの周知、保健事業と介護予防の一体的な実施による対象となる高齢者へのアプローチを行うほか、地域の幅広い医療専門職の協力を得ながら、年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、参加することができる住民運営の通いの場が充実していくような地域づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動を自粛している状況も見られることから、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上に向けた取り組みを推進し、多様かつ適切な支援施策の提供を通して、高齢者の健康的な生活の維持と健康寿命の延伸を目指します。

## 2. 地域で支え合える体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくためには、地域全体で支え合う体制の構築が重要です。日常生活上の支援が必要な高齢者が安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援・介護予防サービスを整備していくために、生活支援コーディネーターや協議体による地域づくりと資源創出に取り組むほか、民間企業や NPO、ボランティア等の生活支援・介護予防サービスを担う多様な主体の支援、協働体制の充実・強化を図ります。

地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターでは、日々複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、地域ネットワークの強化と相談機能の強化が求められています。介護予防支援や家族介護者支援を含め、介護事業所や地域の社会資源と効果的に連携して、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対しては、在宅医療介護連携サポートセンターを中心とした地域の医療・介護の関係機関の一層の連携強化に取り組み、切れ目のない医療・介護の提供体制の整備を推進します。

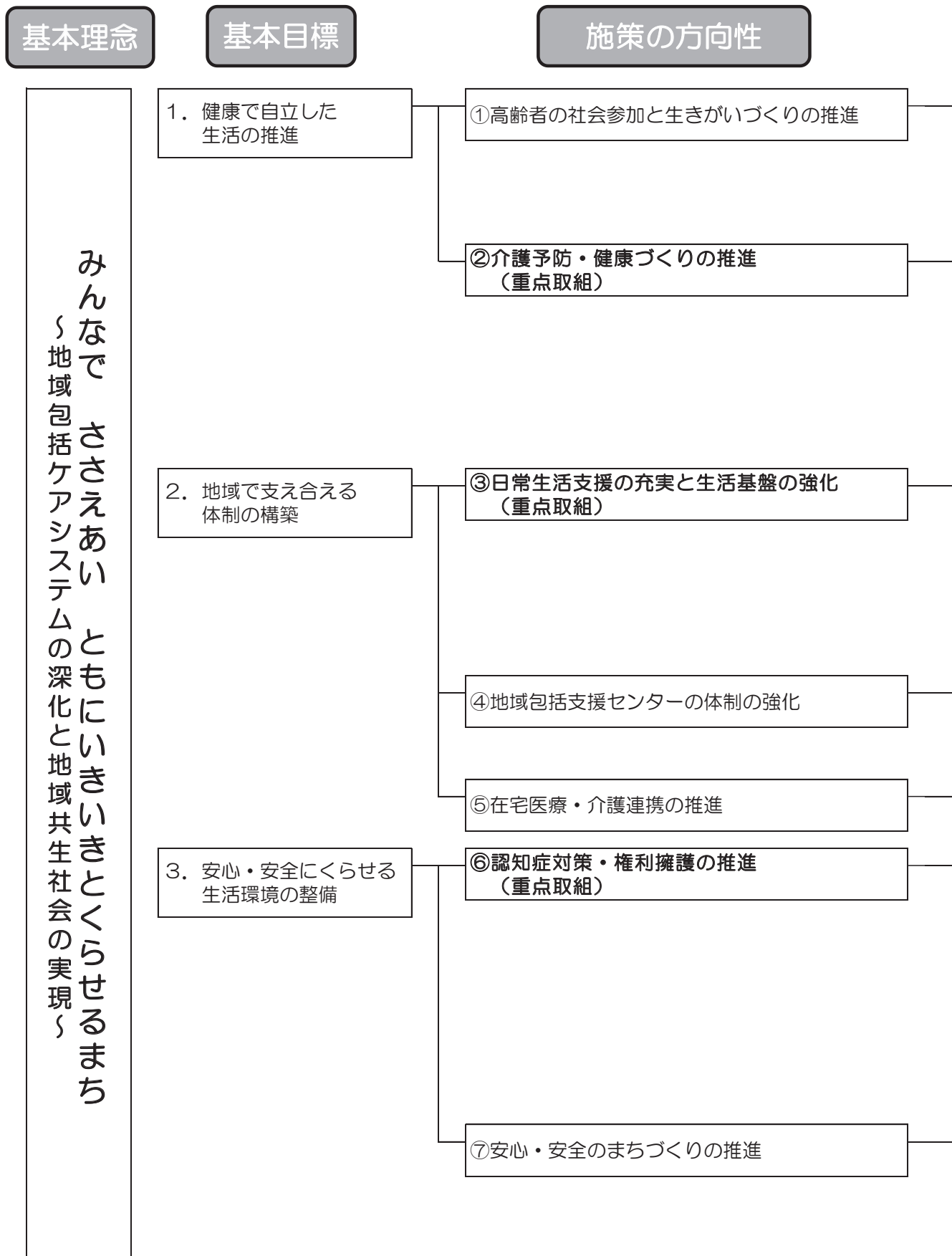
## 3. 安心・安全にくらせる生活環境の整備

高齢者のみならず、障がい者や子どもなどすべての人が地域で安心、安全に暮らすためには、生活環境の整備や地域における様々なリスクへの対策が必要です。だれもが安心してスムーズに移動できるユニバーサルデザインによる生活環境の整備、近年の大規模自然災害等の増加に対応する防災対策、高齢者を狙った犯罪に対する防犯対策の推進を図ります。

住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、介護サービス基盤の計画的な整備や高齢者の住まいの安定的な確保を図るとともに、生活のあらゆる場面の障壁を減らしていくバリアフリーの取組を推進します。また、認知症に関する幅広い世代への理解促進や相談先周知、本人の意思決定支援や発信支援等、本人とその家族と共に支援体制の構築を進めます。

高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を行い、地域や医療・保健・福祉等の関係機関等と連携し、高齢者虐待の早期発見及び再発防止に努め、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境の構築を推進します。また、高齢者の権利擁護に関する諸制度の利用推進を図り、成年後見制度では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実など地域における支援体制の整備を推進します。

### 3 施策の体系



施策

- 1.地域との交流や生きがいつくりの支援
- 2.社会活動への参加の促進・担い手の養成
- 3.高齢者の就労支援
- 1.健診等を通じた健康づくりの推進
- 2.運動を通じた健康づくりの推進
- 3.一般介護予防事業の推進
- 4.高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- 1.生活支援・介護予防サービスの充実
- 2.生活支援体制の整備
- 3.地域の活動による支援サービスの整備
- 4.介護者（ケアラー）支援のための取組
- 1.地域包括支援センターの機能強化
- 2.地域の関係機関の連携推進
- 1.地域における医療と介護の連携強化
- 1.認知症の発症を遅らせる取組の推進
- 2.認知症の早期発見・早期対応
- 3.認知症の人の本人の視点に立った「認知症バリアフリー」の推進
- 4.成年後見制度等の普及と推進
- 5.高齢者虐待の早期発見、相談体制の充実・強化
- 1.生活環境の整備
- 2.高齢者の住まいの確保
- 3.防犯・交通安全・防災体制の強化

各論へ